

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
第 33 回理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
提案事項
第 1 号議案 評議員会の開催について
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事
代表理事（会長） 大村 秀章
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和 6 年 9 月 5 日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
代表理事（会長） 大村 秀章

令和 6 年 8 月 20 日、代表理事大村秀章が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、令和 6 年 9 月 5 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び定款第 38 条第 1 項の規定に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 6 年 9 月 5 日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会